

○ 厚生労働省告示第  
環境省告示第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第  
一百五十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法  
律第百十七号）第十七条の二第一項の規定に基づき、PFOs又はその塩又は化学物質の審査及び製  
造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFO  
S又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOs又はその塩が使用されているも  
のの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関  
し表示すべき事項を次のように定め、平成二十一年十月一日から施行する」としたので、同項の規  
定に基づき告示する。

平成二十一年 月 日

厚生労働大臣 長妻 昭

経済産業大臣 直嶋 正行

環境大臣 小沢 錢仁

PFOs又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の  
規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOs又はその塩の項第一号から第四  
号までに規定する製品でPFOs又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状

に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に關し表示すべき事項

第1 PFOs又はその塩であること又はPFOs又はその塩が使用されている製品であること及び

PFOs又はその塩が第一種特定化学物質であること。

第2 PFOs又はその塩の含有率

第3 注意事項

1 PFOs又はその塩を譲渡し、若しくは提供する場合又は化学物質の審査及び製造等の規制に  
關する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）第3条の3の表PFOs又は

その塩の項第1号若しくは第2号に規定する製品を譲渡し、若しくは提供する場合

- (1) PFOs又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくくものであり、かつ、生物  
の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれが  
あること（PFOs又はその塩が使用されている製品にあっては、含有されている当該PFO  
S又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に  
蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること  
）に留意し、水への混入の防止、廃水の回収等によりPFOs又はその塩の排出の削減に努め  
なければならないこと。

- (2) 移替え等の作業は、飛散又は流出する量が最少の量となる措置を講ずることとし、飛散又は

流出した場合には、布等により直ちにふき取ること。

(3) PFOs又はその塩を含む廃水については、可能な限り当該廃水を回収するための措置を講ずること。

(4) 漏出したときは回収するよう努めること。

(5) 廃液等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

## 2 令第3条の3の表PFOs又はその塩の項第3号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

(1) 業務用写真フィルムに使用されているPFOs又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、現像液及び定着液の回収等により、PFOs又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

(2) 現像作業を行うときは、使用済みの現像液及び定着液を回収すること。

(3) 業務用写真フィルム又は廃液等のうち、廃棄物となつたものは、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

3 令附則第3項の規定により読み替えて適用する令第3条の3の表PFOs又はその塩の項第4号に規定する製品を譲渡し、又は提供する場合

(1) 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているPFOS又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくくものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOS又はその塩の塩の排出の削減に努めなければならないこと。

(2) 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により直ちにふき取ること。

(3) 漏出したときは回収するよう努めること。

(4) 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

第4 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所